

令和8年度 県民参加の^{もり}森林づくり事業募集要領

1 趣旨

公共財産である森林を守り育て、次の世代にしっかりと引き継ぎ、県民全体が森林の持つ恵みを十分に享受するためには、荒廃森林の再生を県民が一体となって推進していく必要があります。

本事業では、地域住民やNPO法人、ボランティア団体等が企画・立案し、主体的に取り組む荒廃森林の再生につながる森林づくりを支援することとし、県内で活動している又は活動しようとしている団体から事業提案を募集します。

2 応募資格

応募資格は、次の各号をすべて満たす団体とします。

- (1) 佐賀県内に事務所を有していること。
- (2) 3名以上で構成されたCSO等の団体（NPO法人、ボランティア団体、自治会、婦人会、老人会、PTA、企業労働組合、学校等）であること。
- (3) 代表者、会計担当者以外に監査担当者を配置していること。

ただし、自己または団体の構成員等が、次の各号のいずれかに該当する場合、または次の（ア）から（キ）までに掲げる者がその経営に実質的に関与している場合は補助対象外となります。

なお、応募資格要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象事業

令和9年3月5日（金曜日）までに実施する、自主的かつ持続的に取り組む森林づくり活動や環境教育活動など、荒廃森林の再生に対する県民意識の醸成につながる活動を対象とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外とします。

- (1) 県外で実施するもの

- (2) 施設や設備の設置などを主たる目的とするもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 事業の内容及び効果が特定の者のみに寄与するもの
- (5) 政治又は宗教を目的とするもの
- (6) 当補助金と対象経費を重複して国、県その他の補助金又は委託を受けるもの

【補助の対象となる活動】

活動内容	活動条件
① 植樹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃森林であること。 ・ 原則として、団体以外の<u>一般参加者を含めて実施</u>すること。 ・ 植栽する苗木は、原則として佐賀県産広葉樹「さかの樹」とすること。
② 下刈・つる伐り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、本事業で植栽した箇所のみを対象とする。 ・ <u>同一箇所での実施は、原則 5 年以内とする。</u> ただし、5 年以内であっても下刈の必要がないと判断される場合は、不採択とする場合がある。
③ 除伐・切捨間伐・枝打ち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業又は他の補助事業で活動を実施していない荒廃森林であること。 ・ <u>同一箇所での実施は、原則 1 年以内とする。</u>
④ 侵入竹除去 (人工林のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業又は他の補助事業で活動を実施していない荒廃森林であること。 ・ <u>同一箇所での実施は、原則 3 年以内とする。</u>
⑤ 竹林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業又は他の補助事業で活動を実施していない荒廃森林であること。 ・ <u>同一箇所での実施は、原則 3 年以内とする。</u>
⑥ 歩道・作業道の作 設・改修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃森林を再生する活動に必要と認められる場合のみとし、①～⑤の活動と併せて実施するものとする。 ・ 作業道の作設（新設）にあたっては、災害に強い道づくりの手法を県（農林事務所）に相談のうえ計画すること。
⑦ 荒廃森林の再生に つながる森林環境 教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃森林の再生につながる森林環境教育と認められる場合のみとし、①～⑤の活動と併せて実施するものとする。 ・ 当該教育の対象者は、①～⑤の活動に参加する団体以外の一般参加者とする。 <p>※⑦に係る経費は、補助対象経費の 50%を上限とする。</p>

⑧ 技術講習会や安全講習会の開催	・ 荒廃森林での活動のための講習会と認められる内容であること。
------------------	---------------------------------




※事業実施個所が特定の者の所有地になっている場合には、事業の効果が広く行きわたることが分かる書類の提出を依頼することがあります。

4 補助対象経費、補助率及び補助上限額

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、次の表のとおりです。

経費区分		内容（上限単価及び購入判断基準含む）
報償費		外部講師（技術指導者やアドバイザー等）への謝金 ※原則として佐賀県親林交流指導員（(公財)さが緑の基金による認定を受けた者）を活用するものとする。（講師派遣無料） ※その他講師1名に対する謝金は、 <u>1日10,000円を上限とする</u> 。ただし、 <u>活動時間が3時間に満たない場合は5,000円を上限とする</u> 。
旅費		・ 外部講師の旅費 ※公共交通機関の場合は実費とし、自家用車利用の場合は <u>自宅から活動地までの最短距離(km)×20円/km</u> で算出した金額とする。ただし、講師1名につき1回当たり <u>2,500円を上限とする</u> 。 ・ 一般参加者の旅費 ※ <u>活動地への移動手段が、当該活動地の立地等により公共交通機関に限られる場合に限り</u> 、その利用にかかる費用を補助対象とする。ただし、一人当たり交通費の半額を上限とする。
需用費	消耗品費	・ 替刃（チェーンソー、刈払機、ノコ等） ※当補助金で購入した作業機械にかかる消耗品のみを対象とする。 ・ 軍手、作業用手袋、殺虫剤 等
	燃料費	混合油(チェーンソーや刈払機等の燃料)、チェーンソーオイル、軽油、ガソリン（トラック等の燃料） 等 ※業者からレンタルしたトラック等の燃料費に限る。

経費区分		内容（上限単価及び購入判断基準含む）																											
印刷製本費		資料・チラシ等の印刷代、写真現像代 等 ※チラシには、可能な範囲で「森川海人 ^{もりかわかいと} プロジェクト」ロゴマークやキャラクターのイラストを入れること。 ※チラシには「佐賀県が実施している『県民参加の森林づくり事業』の補助金を活用しています。」と記載すること。																											
		<table border="1"> <tr> <td>ロゴマーク</td> <td>プロジェクトキャプテン (森川海人くん)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		ロゴマーク	プロジェクトキャプテン (森川海人くん)																								
	ロゴマーク	プロジェクトキャプテン (森川海人くん)																											
																													
資材購入費		「さかの樹」の苗木、肥料、支柱、標柱 等 ※植栽活動を行う場合の苗木は、原則として「さかの樹」を使用すること。 (別添チラシ参照) ※事業箇所には標柱1基を設置すること。ただし、同一箇所での2年目以降の事業実施や地形的制限等により設置が困難な場合を除く。標柱は、木製(防腐処理)で10×10×230cmを目安とする。																											
食糧費		弁当代及びお茶代 ※活動実施日に限る。 ※弁当代は、参加者の半数以上が一般参加者の場合に限る。 ※弁当代は1個600円以内、お茶代は1本170円以内とする。																											
役務費		・切手代、ハガキ代、傷害保険料、振込手数料 等 ※活動時(作業を伴うイベント、講習会も含む)には、必ず傷害保険に加入すること。 ※保険料は、交付決定日以降を対象とする。(年間契約の場合は日割り計算をすることがある。) ・安全講習受講料 原則として、林業・木材製造業労働災害防止協会佐賀県支部が実施する安全衛生教育および特別教育にかかる受講料とする。																											
使用料及び賃借料		・会議室使用料 ・トラック、チェーンソーや刈払機等のリース料 ※1日あたりのリース料の上限額は下表のとおりとする。 下表にない機械等のリースを希望する場合は、理由書を添付すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>業者等</th> <th>個人所有</th> <th>活動団体所有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>刈 払 機</td> <td>5,000円</td> <td>2,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>チェーンソー</td> <td>11,000円</td> <td>3,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>バックホウ0.10m³級</td> <td>12,000円</td> <td>5,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>軽トラック</td> <td>7,000円</td> <td>3,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>2tトラック</td> <td>13,000円</td> <td>5,000円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>					業者等	個人所有	活動団体所有	刈 払 機	5,000円	2,000円	0円	チェーンソー	11,000円	3,000円	0円	バックホウ0.10m ³ 級	12,000円	5,000円	0円	軽トラック	7,000円	3,000円	0円	2tトラック	13,000円	5,000円	0円
	業者等	個人所有	活動団体所有																										
刈 払 機	5,000円	2,000円	0円																										
チェーンソー	11,000円	3,000円	0円																										
バックホウ0.10m ³ 級	12,000円	5,000円	0円																										
軽トラック	7,000円	3,000円	0円																										
2tトラック	13,000円	5,000円	0円																										

経費区分	内容（上限単価及び購入判断基準含む）
備品購入費 ※耐用年数が1年を超える物品	<ul style="list-style-type: none"> ・作業用具① (カマ、ナタ、ノコ、唐グワ、ヘルメット、防護メガネ、安全長靴) ※<u>単年で3日以上かつ複数年で10日以上使用する</u>場合に限る。 ・作業用具②（防振手袋） ※<u>チェーンソー、刈払機の使用台数の数量を上限とする</u>。 ・作業用具③（防護着(チャップス)） ※<u>チェーンソーの使用台数の数量を上限とする</u>。 ・作業機械①（チェーンソー） ※<u>単年で5日以上かつ複数年で10日以上使用する</u>場合に限る。 ・作業機械②（刈払機） ※<u>単年で5日以上かつ複数年で14日以上使用する</u>場合に限る。 <p>※ 使用頻度が低いものや、購入するよりリースの方が安価な場合は、購入できない場合がある。</p> <p>※ 備品を購入する場合は、事業期間等を勘案し、必要最小限に努めること。また、購入した作業用具等（替刃含む）は、個人（団体構成員や一般参加者）に配布せず、団体でまとめて管理すること。</p> <p>※ 備品購入後は、<u>備品台帳を作成し、台帳と照合できる</u>よう備品の管理を行うこと。</p>
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・専門知識、技術を要する業務や危険性の高い作業等に係る外部委託費 <p>※補助対象経費の50%以内を上限とする。</p>
その他	上記以外のもので、活動に必要と認められるもの

(注1) 以下の経費については、補助対象外となります。

- ① 団体運営費や汎用性が高く本事業だけで使用されることが不明確である経費
(例：事務所の賃料・光熱費、コピー用紙・トナー等の事務用品,収納用品等)
- ② 団体の会員が代表を務める法人や個人商店等からの購入又は賃借等に係る費用
- ③ 活動実施場所の土地借上代に相当する費用
- ④ 活動参加者に対する報償費、賃金、旅費（一般参加者の旅費のうち、活動地への移動手段が、当該活動地の立地等により公共交通機関に限られる場合を除く。）
- ⑤ 作業機械等の修繕費

※補助対象外の経費や上限額を超える経費は、団体で費用を負担していただくこととなります。補助対象か否かの判断が難しい場合は、予め担当へご確認いただきますようお願いいたします。

(注2) 上記「補助対象経費」の上限単価として記載がないものについては、見積書又はカタログ等、購入予定の金額が分かる資料を提出してください。
なお、5万円以上の物品購入や工事の請負を行うときは、必ず2者以上から見積を徴取し、最低見積価格により積算してください。

(注3) 各種契約にあたっては、「佐賀県ローカル発注促進要領」に基づき、県内企業と契約するように努めてください。

(2) 補助率及び補助上限額

補助率	補助上限額
10 / 10 以内	1 団体あたり 200 万円

5 募集团体数

13 団体程度 ※同一年度内の採択事業は 1 団体につき 1 事業とします。

6 応募方法

(1) 募集期間

令和 8 年 4 月 13 日 (月) から 12 月 11 日 (金) まで

- 1 次締切 令和 8 年 5 月 1 日 (金)
- 2 次締切 令和 8 年 6 月 12 日 (金)
- 3 次締切 令和 8 年 9 月 11 日 (金)
- 4 次締切 令和 8 年 12 月 11 日 (金)

※活動開始希望日の 1 か月以上前までに提出してください

なお、採択金額が予算上限に達した場合は、募集期間内であっても応募を締め切る場合があります。

(2) 提出書類

① 事業計画概要書 (応募様式第 1 号) 【必須】

② 事業経費内訳書 (応募様式第 2 号) 【必須】

※事業経費明細書 (様式第 2 号の 1) を添付すること。

※「4(1)補助対象経費」において、上限単価の記載がないものについては、見積書又はカタログ、過去の支払記録等、積算の根拠が分かる資料を添付すること。なお、5 万円以上の物品を購入する場合は、2 者以上から徴取した見積書を添付すること。

③ 応募団体概要書 (応募様式第 3 号) 【必須】

※団体構成員の名簿を添付すること。

※団体の規約、会則等がある場合は添付すること。

④ 誓約書 (応募様式第 4 号) 【必須】

※初めて応募する団体又は代表者に変更があった場合は、代表者の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を提出すること。

⑤ 土地使用承諾書 (任意様式、参考様式あり) 【必須】

※活動団体と所有者の間で、事業実施期間を含めて承諾が得られていることが確認できる書類。

⑥活動予定地位置図（任意様式）【必須】

※1/25000 もしくは 1/50000 等の縮尺の地図に活動場所を記入したもの。

⑦活動予定地現場写真（任意様式）【必須】

※活動予定地が荒廃森林か判断できるよう現場写真を撮影し、提出すること。
なお、現場写真は採択結果と併せて県ホームページ等で公表する場合があります。

⑧委託理由書（任意様式）

※危険性の高い作業等、やむを得ず外部業者に委託する必要がある場合は、現場写真と理由を記載した資料を提出すること。

⑨備品台帳（任意様式）

※応募様式第2号で備品購入費を計上している場合は、備品台帳を予め作成又は備え付けし、備品を購入した場合はその都度記入すること。

⑩応募様式チェックリスト（参考様式）

※上記①～⑨のうち必要な書類が揃っているか、内容が募集要領の規定に則ったものとなっているか、自らチェックを行うもの。

なお、応募用紙は、佐賀県庁森林整備課の窓口で配布するほか、佐賀県ホームページよりダウンロードできます。

* 佐賀県HP → <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00384705/index.html>

(佐賀県ホームページ > しごと・産業 > 農林水産業 > 林業 > 佐賀県森林環境税 > 県民の皆さんからの提案公募事業 (県民参加の森林づくり))

(3) 応募方法

郵便、FAX、電子メール、持参のいずれかによるものとします。

(4) 提出先

佐賀県 農林水産部 森林整備課
森川海人プロジェクト推進担当 (佐賀県庁 新館 10 階北側)
〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59
電話 0952-25-7136 (直通) FAX 0952-25-7312
E-mail shinrinseibi@pref.saga.lg.jp

※ FAX 又は電子メールで送信された場合は、電話連絡をお願いします。

7 審査方法・審査基準

(1) 審査方法及び結果の通知

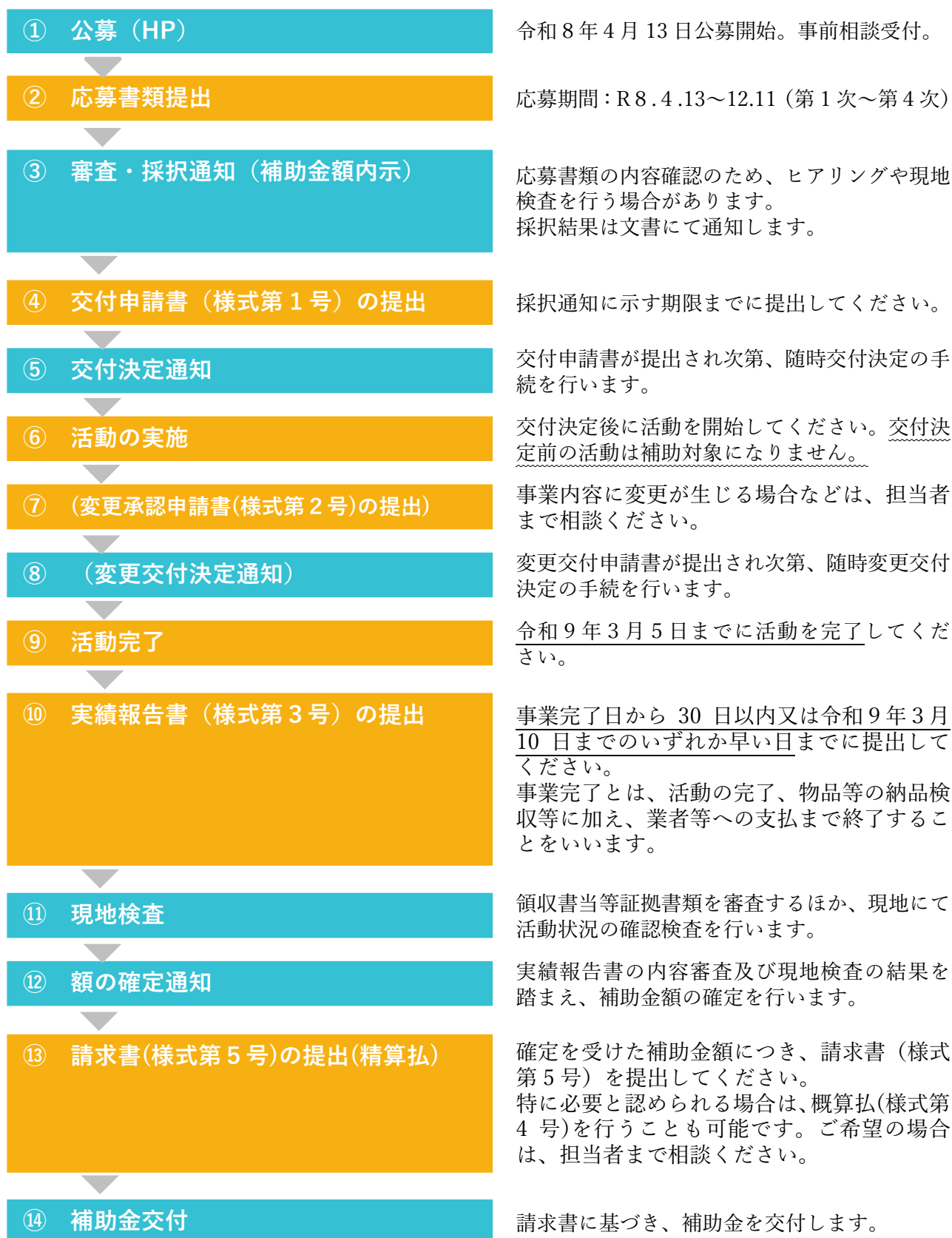
審査会にて書類審査を行い、審査の結果を応募者に通知します。
また、審査の結果、採択された場合は、補助金の交付等に係る手続きを行っていただきます。

(2) 審査基準

審査にあたっては、主として以下の評価項目により行います。なお、審査内容については、応募者本人も含め問い合わせは受け付けません。

- ① 目的に合致した事業となっているか
- ② 水源地や人家等の上部等に位置し荒廃森林の再生につながる活動か
- ③ 自主的かつ持続的に取組む森林づくり活動や環境教育活動など、荒廃森林の再生に対する県民意識の醸成につながるか
- ④ 応募者が確実に事業を実施できるか

8. 手続きの流れ



9. 活動時の注意点及び証拠書類の整理等について

活動にあたっては、実施日ごとに、①活動内容、②参加人数(会員・一般参加の内訳)、③経費を把握し、完了時に県に報告する必要があります。

(1) 活動時の注意点

- ① 活動時には、必ず傷害保険に加入してください。
- ② 標柱を作成する場合には、次の規格・文字内容で作成してください。

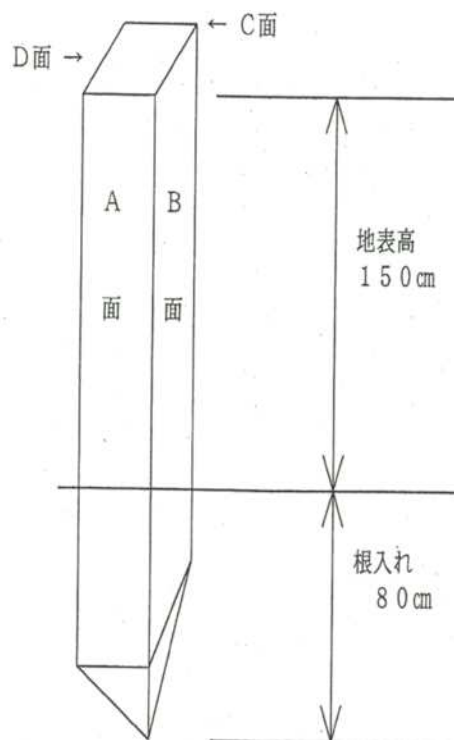
■ 標柱の設置

規格：10 cm × 10 cm × 230 cm

材質：木製（防腐処理加工）

文字内容

A	B	C	D
活動名	活動主体	補助事業	活動内容
〇〇植林活動	〇〇〇〇〇〇団体	令和8年度 佐賀県森林環境税 県民参加の森林づくり事業	侵入竹除去 〇〇ha 植栽(サクラ、イロハモミジ…) 〇本



- ③ 苗木の購入にあたっては、自然環境、生態系保全や生物多様性等の観点から、「さかの樹」を使用してください。「さかの樹」の購入にあたっては、下記にお問い合わせください。

< 「さかの樹」 価格・在庫等の問い合わせ先 >

- ・ 佐賀県山林種苗緑化協同組合
(TEL：0952-24-3663 佐賀市本庄町本庄 278-4)
- ・ 佐賀県造園協同組合
(TEL：0952-98-2151 佐賀市金立町千布 637-1)

- ④ 県では、指導員の派遣・作業道具の貸出および緑化相談窓口の設置を行っています。活動にあたって、ぜひご活用ください。佐賀県ホームページに窓口（委託先）を掲載しています。

* 佐賀県HP → <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00326853/index.html>

（佐賀県ホームページ > 分類から探す > 県政情報 > ご意見・情報公開・相談窓口 > 相談窓口案内 > 相談窓口：農林水産）

（２）活動中の状況写真の撮影

- ① 活動前と活動後が比較できる写真（活動実施前後に同じ場所から撮影したもの）
- ② 活動中の様子が分かる写真（活動日ごとに活動人数がおおむね把握できるもの（集合写真等））
- ③ 活動箇所の全体風景の様子が分かる写真（数か所）
※県ホームページ等で公表する場合があります。
公表不可の写真の場合は、予めその旨お知らせください。

（３）活動人数及び活動時間の記録

実績報告書（様式第 3 号別紙 2）に記載するため、活動人数及び活動時間を記録しておいてください。

（４）活動人数及び活動時間の記録

本事業で購入した備品については、備品台帳を作成・整理の上、適正に保管してください。

（５）活動費の支払と領収書の整理

活動費の支払や領収書は、応募時に提出した経費算出根拠（購入項目）に基づき整理してください。

また、クレジットカードでの支払いは補助金の対象となりませんので、ご注意ください。

なお、経費算出根拠（購入項目）に記載している内容から大幅に変更する場合は、森林整備課に相談してください。

（６）補助金専用元帳（専用通帳等）の管理

活動実施にあたり、補助金の支出（出納）を示す補助金専用の元帳（専用通帳等）で管理して、何を支出したか明確に分かるように管理してください。

（７）補助金専用元帳（専用通帳等）の管理

活動地の検査と併せて、備品の管理状況、領収書（原本）及び補助員専用元帳を確認します。